



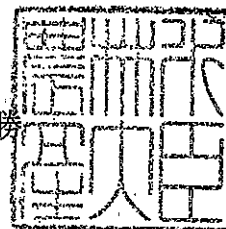
18消安第8073号

平成18年11月6日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣 松岡 利勝



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

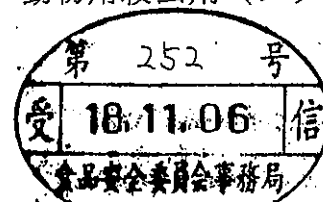
1 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）附則第16条の規定により、なお従前の例によることとされる同法第2条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号。以下「旧法」という。）第23条において準用する旧法第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての輸入の承認をすること。

(1) アミトラズを有効成分とするみつばちの寄生虫駆除剤（アピバール）

(2) マルボフロキサシンを有効成分とする牛及び豚の注射剤（マルボシル2%、同10%）

2 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての製造販売の承認をすること。

ジノテフランを有効成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤（フラッシュユベイト、エコスピード）。



3 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される第14条の4第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての再審査をすること。

- (1) リン酸タイロシンを有効成分とする豚の経口投与剤（動物用タイロシンプレミックス「A」2%、同10%、同20%）
- (2) 鶏マレック病（マレック病ウイルス1型・七面鳥ヘルペスウイルス）凍結生ワクチン（クリオマレック（RISPENS + HVT））
- (3) 鶏マレック病（マレック病ウイルス2型・七面鳥ヘルペスウイルス）凍結生ワクチン（2価MD生ワクチン（HVT + SB - 1））
- (4) 豚伝染性胃腸炎・豚流行性下痢混合生ワクチン（日生研TGE・PED混合生ワクチン、スィムジェンTGE/PED）
- (5) 豚オーエスキー病不活化ワクチン（“京都微研”豚オーエスキー病不活化ワクチン）